

規 則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する

規則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則（昭和四十二年埼玉県
規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

国営土地改良事業負担金決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり国営土地改良事業の負担金を決定したので通知します。

なお、負担金の年賦支払金については、別に発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

記

1 事業名

2 負担金の総額

円

3 負担金の年賦支払金額

円

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第2号様式（第1条関係）

国営土地改良事業負担金変更通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

下記のとおり 年 月 日付け 第 号をもって通知した負担金を変更したので通知します。

なお、負担金の年賦支払金については、別に発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

記

1 事業名

2 負担金の総額

変更前 円

変更後 円

3 負担金の年賦支払金額

変更前 円

変更後 円

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第四号様式を次のように改める。

国営土地改良事業特別徴収金決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり国営土地改良事業の特別徴収金を決定したので通知します。

なお、特別徴収金の支払については、別に発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

記

1 事業名

2 特別徴収金の徴収に係る土地
所在地

面積

m²

3 特別徴収金の額

円

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。